

(統合失調症・そう鬱病・急性一過性精神病性障害・持続性妄想性障害等関係)

## 診 断 書

(宮城県公安委員会提出用) ①

1 氏名	男 ・ 女
生年月日	M. T. S. H 年 月 日生 ( 歳)
住所	
2 医学的判断	
○ 病名	( F )
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (運転能力及び改善の見込み) についての意見	
ア 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない。	
ア-1 一般的な再発のリスク以上のリスクはない。	
ア-2 症状が再燃するおそれがないと認められる期間: 6 か月・( ) 年	
イ 自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。	
イ-1 それは、過去6か月以内に特殊な事情があったためであり、今後6か月、又は、( ) か月) 以内にアの判断ができる見込みがある。	
4 その他特記すべき事項	
※ (「2」「4」の記載法、「3」の評価法については、ガイドラインを参照)	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称、所在地

担当診療科

担当医師名

印

### 【診断書作成に当たっての留意事項】

自動車等の安全な運転に必要な、認知、予測、判断、操作能力の有無等により、運転の可否を判断する。

#### 医学的判断について

##### 《病名》

- 病名は、患者に説明されていることが望ましい。  
ただし、病氣と認められない旨の診断である場合には、「○○の症状（状態像）があるが、病氣とは認められない」と記載する。
- (F )には、ICD-10に基づきFコードを記載する。

##### 《総合所見》

- 現病歴以外に間近の再発の既往やその際の症状、危険な運転をした場合やそれに至る可能性が高い症状を呈した既往などがあれば記す。

#### 現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見について

- 診断等において知り得た事実に基づいて予想可能な事態（要因）の範囲内で判断する。  
これまでの経過等の措置から判断する。  
(「ア」としてよい場合)
  - 患者が統合失調症やそう鬱病などに罹患しているが、一般的診察では重大な社会生活上の障害を来しておらず、現在は急性精神病状態にないと考えられ、以下の①～③に該当するような場合
    - ① 一般的な再発リスク以上のリスクはない。
    - ② ある事情により、一般的な再発リスク以上の再発リスクがあるが、これまでの経過等から、そのときにも「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはならないと診断される。
    - ③ ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあり、これまでの経過等から、そのときには「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはなるが、その場合には自らの判断で運転を自制できる。
- (「イ」とする場合)
  - 患者が統合失調症やそう鬱病などに罹患しており、現在急性精神病状態にある、ないし、ごく直近に急性精神病状態にあって回復した直後である、ないし、最近増悪傾向にありごく近い将来に急性精神病状態に至るリスクが非常に高いなどの場合
  - ここで、「イ」のみを選択し、「イー1」それは過去6か月以内に特殊な事情があったためであり、今後6か月（月）以内にアの判断ができる見込みがある」を選択しない場合は、「拒否又は取消し」となる可能性が高いので、ある程度の期間の後に再評価できる可能性のある場合は、できるだけ「イ」のみではなく「イー1」を選択する。

#### その他特記すべき事項について

- 今後予想される経過および参考事項、「3 現時点での症状」の判断の根拠等を記す。  
統合失調症等の一般的な再発リスクを有するのみであればその旨を記す。
- これまで頻回の再発がある、医師の勧告に従わないなどの特殊事情があるときはそれも記す。病状増悪時には運転を自制できると判断される場合には、その事実を記す。
- 今後予想される経過が記載できない場合は、記載する必要はない。この場合、公安委員会は、定期的に（半年に1回など）に病状を確認することとなる。今後X年程度（Xは1以上の整数）の経過が予想できるのであれば、その旨を記載する。

### 【診断書作成者等】

- 公安委員会が指定する臨時適性検査医の場合には「専門医」に○印を付し、主治医である場合には「主治医」に○印を付す。通常の診断書では、「主治医」のみを○で囲む。